

《主 な も く じ》

●資産をめぐる税務

[問答式]

■シリーズ相続と贈与に関する税務 《特別縁故者》

- ▼知人が亡くなりその知人の内縁の妻が特別縁故者として遺産相続した場合
の課税 2

■資産の評価に関する税務 《仮想通貨の課税関係》

- ▼ネット上の電子データである仮想通貨のパスワードが不明で取得できない
場合等 5

◎読者からの緊急相談◎

- ▼相続時精算課税を適用し贈与を受けたがその後離縁することになった養親
が死亡 7

□判・審判事例特報

- 贈与を受けた債券に係る償還額のうち、当該債券（元本）に対する利息部分
の額は、運用益に相当するものであり、非課税所得には該当しない 8

●ニュース

- 東 証／公的資金の返済が課題／SBI新生銀が上場廃止 16

資産をめぐる税務

問答式

■ シリーズ相続と贈与に関する税務

《特別縁故者》

知人が亡くなりその知人の
内縁の妻が特別縁故者とし
て遺産相続した場合の課税

◇ 質 問 ◇

知人が亡くなり、その知人の内縁の配偶者が特別縁故者として遺産相続できそうですが、その場合の相続税はどのようなのでしょうか。

(東京都・T T氏)

◇ 回 答 ◇

故人の遺産を相続するのは、配偶者や子どもなどの相続人です。

しかし、故人に身寄りがいなかったり、相続人が相続放棄をしたりした場合は、故人の遺産を相続する人がいなくなってしまう。遺産を相続する人がいない場合、特別縁故者として裁判所に認められた人は、遺産を受け取ることができるのです。

特別縁故者の例としては、内縁の妻、未認知の子、事実上の養子など、被相続人と生計を一にし、あるいは被相続人の療養看護に努めた個人や法人などです。

施設運営法人が長期間、献身的に入居者の介護や援助を行ってきた場合、特別縁故者と認められるケースがあります。

一方で、熱心に介護、援助を行っていても、その期間が短期間であるケースや、通常のサービスの程度を超えていないと判断されたケースでは、特別縁故者とは認められていません。5年を超える介護、援助が特別縁故者としての財産分与の申し立てが認められるための1つの目安となるようです。

特別縁故者になれる条件は民法に規定されており、以下の3つのいずれかに該当する必要があります（民法958条の3）。

- ①被相続人と生計を同じくしていた者
- ②被相続人の療養看護に努めた者
- ③その他被相続人と特別の縁故があった者

特別縁故者は法定相続人ではありませんが、受け取った財産には相続税が課されます。この場合、法定相続人の相続税とは異なる点や、注意すべき点がいくつかあります。

(1) 特別縁故者の相続税は2割増し

まず、特別縁故者の場合、相続税は法定相続人の場合の2割増しになります。

相続税法では、被相続人の配偶者と1親等の血族以外が遺産を受け取る場合、相続税は2割加算と定められています。特別縁故者もこれに当てはまるのです。

(2) 財産が3,000万円以下なら相続税はかからない

実は、特別縁故者の場合、受け取る財産の総額が3,000万円以下であれば相続税はかからず、相続税の申告も必要ありません。

というのも、相続税には基礎控除額があるからです。取得財産の総額が基礎控除額以内であれば相続税は発生せず、申告も不要になるということです。

この基礎控除額の計算式は、以下のとおりです。

特別縁故者が財産分与を受ける場合は、法定相続人はいないので、
 $3,000万円 + (600万円 \times 0人) = 3,000万円$ となります。

したがって、特別縁故者が受け取る財産の総額が3,000万円以下なら、相続税ゼロ・相続税の申告も不要となるのです。

(3) 申告期限は、財産分与があった日から10か月

相続税の申告には期限があり、特別縁故者の場合は「財産分与があったことを知った日の翌日から10か月以内」と定められています。

その日までに、申告だけでなく納税も済ませなければいけません。間に合わなければ、税務署から追徴課税を求められることになります。ちなみに、法定相続人の場合の期限は被相続人の死亡を知った日の翌日から10か月以内です。特別縁故者の場合は起算日が違うことを覚えておいてください。

特別縁故者の相続は、法定相続人の相続とはいろいろな点で違いがあります。中でも相続税を申告する際に、特に気をつけなければいけない点を挙げますので、以下に留意して相続税申告をしてください。

(1) 適用されない控除・特例がある

相続税にはさまざまな控除や特例があり、法定相続人がそれを利用すれば、相続税額を大幅に減らすことができますが、その中には特別縁故者の場合には利用できないものがあります。以下のものは、適用条件に当てはまっても利用できませんので注意してください。

① 未成年者控除

未成年の法定相続人が相続する場合の控除ですが、特別縁故者は法定相続人ではないので適用されません

② 障害者控除

法定相続人が障害者である場合に適用される控除ですが、同上の理由で適用されません。

③ 小規模宅地等の特例

亡くなった被相続人の自宅、店舗、事業所などの敷地として使用していた宅地を相続する場合、不動産の評価額を最大80%まで減額して相続税を算出できる特例ですが、特別縁故者には適用されません。

④ 相次相続控除

亡くなった被相続人が、過去10年以内に別の相続をして相続税を納めたことがある場合、今回の相続人が納める相続税が一部控除される制度ですが、特別縁故者には適用されません。

もし受け取った財産の中に不動産がある場合、法定相続人であれば取得税は非課税になりますが、特別縁故者の場合には、不動産取得税が課せられてしまいます。

また、将来その不動産を譲渡した場合、その利益に対して譲渡所得税がかかります。

土地や家をもらう場合は、たとえ相続税はゼロだったとしても、これらの税金を支払う用意が必要なのです。

参照条文等＝民法598の3①、相法4、22、29、
附則3、相基通15-1、

----- ◆参 考◆ -----

民法は遺産の全部又は一部を特別縁故者が受け取れる旨を規定するのみで、遺産をどのくらい受け取れるかは、規定されていません。そこで、特別縁故者が遺産をどのくらい受け取れるかが問題になりますが、これは裁判所が決定します。

例えば、故人の遺産の総額が1,000万円であっても、特別縁故者が全てを受け取れるとは限りません。

裁判所が200万円が相当だと判断すれば、特別縁故者が受け取れるのは200万円のみになります。

特別縁故者が遺産をどのくらい受け取れるかの基準としては、一般に以下の要素を総合的に考慮して、裁判所が金額を決めます。

- ① 故人と特別縁故者がどのような関係にあるか
- ② 故人と特別縁故者がどの程度密接な関係にあるか
- ③ 特別縁故者の年齢や職業
- ④ 残存する遺産の種類・数量・所在など

実際の判例においては、故人の従兄が特別縁故者に認定されたものの、関係が濃密だったとはいえないとして、3億7,000万円ほどの遺産のうち、300万円のみが認められたケースがあります。

故人の遺産について債権者や受贈者がいる場合は、それらの人が特別縁故者よりも優先されます。

例えば、「熱心に看護をしてくれた看護師のAさんに、遺産の中から300万円を贈与する」という遺言を故人がした場合、Aさんは300万円の受贈者です。

債権者や受贈者から請求があった場合、まずは債権者や受贈者に対して遺産が支払われ、残りが特別縁故者の対象になります。

例えば、故人の遺産の総額が1,000万円のケースで考えてみましょう。

故人が生前に債権者Aから200万円の借金をしており、受贈者Bに300万円を遺贈したとします。

AとBが請求をした場合、遺産1,000万円からAに200万円、Bに300万円が支払われます。

特別縁故者としてCがいる場合、Cが特別縁故者として遺産を受け取れる金額は、AとBに支払われた残りの500万円の範囲内になります。

■資産の評価に関する税務

《仮想通貨の課税関係》

◆ ネット上の電子データである仮想通貨のパスワードが不明で取得できない場合等

◇質問◇

先日亡くなった父は、投資の手段として仮想通貨（暗号資産）の取引を行っておりました。

仮想通貨はインターネットで取引される電子データであるため、相続人にとってその存在がわかりにくく、仮想通貨を見つけられなかったり、パスワードが不明で仮想通貨を取得できないものもありそうです。そのように、仮想通貨を取得できない場合にも相続税がかかるのでしょうか。

（東京都・K T氏）

◆回答◆

仮想通貨にはさまざまな種類があり、取引の数量や頻度にも差がみられます。

市場で十分な数量と頻度の取引が行われている仮想通貨は、客観的な価値が明らかにな

っていると考えられます。そのため、仮想通貨の相続税評価額は、活発な市場があるかどうかによって次の方法で算定します。

・活発な市場がある仮想通貨

仮想通貨交換業者（取引所や販売所）が示す相続発生日の取引価格で評価

・活発な市場がない仮想通貨

仮想通貨の内容や性質、取引実態などを勘案して個別に評価

なお国税庁は、どの仮想通貨が「活発な市場がある仮想通貨」であるか明示していません。取引所や販売所で十分な数量と頻度の取引が行われ、継続的に価格情報が提供されている仮想通貨であれば、活発な市場があるものとして評価します。

仮想通貨を交換業者に預けている場合は、交換業者に依頼すれば残高証明書が発行されます。残高証明書に記載された取引価格から相続税評価額を求めることもできます。

仮想通貨の相続では、電子データに特有の問題点があります。

御質問にあるように、仮想通貨を保管するウォレットのパスワードがわからなければ、そこから仮想通貨を引き出すことができません。しかし、パスワードがわからずに取得できない仮想通貨にも相続税が課税される可能性があります。

実際に取得できない仮想通貨に相続税が課税されると、財産が得られないのに税金だけ納めるという不都合が生じます。

一方、パスワードがわからないことだけを理由に仮想通貨を相続税の対象から外してしまうと、課税の公平性が損なわれる恐れがあります。相続人は本当にパスワードがわからないのか、あるいはわからないふりをしているだけなのか確認のしようがないからです。

法整備が追いついていないため断定的なことはいえませんが、パスワードが不明で取得できない仮想通貨にも相続税が課税される可能性はあることは知っておきましょう。

仮想通貨（暗号資産）はインターネットで取引される電子データであるため、相続人にとってその存在がわかりにくくなっています。相続人が仮想通貨を見つけられなければ、大切な財産が承継されずに失われることさえあります。

仮想通貨を探し出すには、まず、故人が生前に「仮想通貨で儲かった」とか「損をした」とかいう話をしていなかったか思い出してみます。

ほかには、故人が残した次のようなものも手掛かりになるでしょう。

- ・銀行の入出金記録（仮想通貨の購入資金の送金、売却代金の入金）
- ・郵便物（取引所の口座にログインするための情報が書かれた用紙など）
- ・ボールペンなどのノベルティ（取引所から粗品としてもらった可能性がある）
- ・パソコンやスマートフォンにある取引ツール
- ・ハードウェアウォレット（仮想通貨を保管する専用端末）

このように、あらゆる方法で仮想通貨を探し出すことが相続手続きの第一歩となります。

しかし、銀行や証券会社とは異なり、仮想通貨の取引所は名前から仮想通貨を扱っていることを連想しづらい場合があります。

また、相続人がハードウェアウォレットを見つけても、仮想通貨が保管されていることに気がつかないかもしれません。

故人が取引所（仮想通貨交換業者）を通じて仮想通貨を取引していた場合は、相続人が取引所に連絡すれば相続手続きができます。

取引所の連絡先は、郵便物があればそれを手掛かりに、取引所の名前だけがわかればインターネットで検索して確認します。

取引所にある仮想通貨の相続手続きについては、取引所ごとに定められています。

参考までに、以下に手続きの一例をあげますが、取引所が特定できたら、まずは取引所へ連絡しましょう。

【相続手続きの一例】

1. 相続人の代表者（代表相続人）が取引所に故人の死亡を届け出ます。
2. 取引所から死亡日現在の仮想通貨の残高が記載された「残高証明書」が送られます。
3. 代表相続人は「残高証明書」を確認して、相続する旨を取引所に届け出ます。
4. 取引所は故人の仮想通貨を売却し、売却代金を代表相続人の預金口座に送金します。

預貯金や株式などの相続手続きと同様に、届け出には次の書類が必要です。詳細は、取引所の指示に従うようにしましょう。

- ・住民票除票など死亡の事実がわかるもの
- ・戸籍謄本、法定相続情報一覧図など相続関係がわかる書類
- ・代表相続人の本人確認書類
- ・取引所所定の届出書類
- ・相続人全員の印鑑証明書
- ・（必要に応じて）遺言書、調停調書、審判書

◎読者からの緊急相談◎

◇ 相続時精算課税を適用し贈与を受けたがその後離縁することになった養親が死亡

◇ 質 問 ◇

2020年、私は養親であるS氏から3,000万円の財産の贈与を受け、相続時精算課税を選択して贈与税の申告をしました。

その後、一身上の都合により特定贈与者S氏と離縁するに至り、S氏は2023年8月に死亡しました。

私は、この相続においては何も相続しませんが、相続時精算課税により納税した贈与税はどうなるのでしょうか。

(東京都・F Y氏)

◆ 回 答 ◆

相続時精算課税制度は、生前贈与に係る贈与税の負担を相続税において精算することにより、生前贈与であっても、相続による資産移転であっても贈与と相続の税負担に差を生じさせないように制度設計されたものとされています。

贈与時に贈与財産に対する贈与税を納付し、相続時にその贈与財産の価額と相続財産の価額を合計した金額を基に計算した相続税額から、すでに納付した贈与税額を控除した額をもって納付すべき相続税額とするものです。

さて、ご質問についてですが、相続時精算課税を適用した時点において、あなたとS氏は養親子関係にあったので、相続時精算課税の適用ができたわけですが、離縁によりあなたは、特定贈与者S氏の相続人ではなくなりました。

したがって、従前に相続時精算課税の適用を受けた受贈財産は、相続により取得したものではなく、遺贈により取得したものとみなされて相続税の申告が必要となり、すでに納付した贈与税についてはそこで精算されることになるものと考えます。

なお、あなたは被相続人S氏と離縁しましたから「一親等の血族」ではなくなりましたので、相続税法第18条に規定する相続税額の加算が適用されますが、この場合の相続税額の2割加算については、相続税の総額を配分したその者の算出相続税額に「一親等の血族としての養子の期間中の受贈財産価額が、その者の課税価格に算入された財産価額に占める割合」を乗じて算出された金額は、2割加算の対象から除かれることになるものと考えます。

参照条文等＝相法21の9⑤、相基通18-5

■判・審判事例特報

贈与を受けた債券に係る償還額のうち、当該債券（元本）に対する利息部分の額は、運用益に相当するものであり、非課税所得には該当しない

----- 棄却 -----

〔国税不服審判所＝平成24年12月3日
・裁決〕

口問

題

《事 実》

請求人は、当該利息相当額は非課税所得に該当するとして更正の請求をした

(1) 事案の概要

審査請求人（以下、請求人という）が、請求人の父から贈与を受けた外国法人が発行する債券に係る第1回目の償還額のうち、当該債券に係る償還予定表において利息相当額とされる部分を雑所得として所得税の確定申告を行い、併せて、当該債券に係る贈与税及び所得税の課税関係は、年金受給権に関する相続税と所得税の二重課税についての最高裁判所判決（平成22年7月6日第三小法廷判決・

民集64巻5号1277頁。以下、本件最高裁判決という）の射程に含まれるものであり、同判決の内容に沿った課税処理がなされるべきであるから、当該利息相当額は、その一部が所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ）第9条《非課税所得》第1項第15号に規定する非課税所得に該当するとして更正の請求をしたのに対し、原処分庁が、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、請求人がその全部の取消しを求めた。

(2) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、平成21年分の所得税について、確定申告書に記載して、平成22年7月16日に確定申告をし、併せて、同日、請求人は、更正の請求（以下、本件更正請求という）をした。

ロ 原処分庁は、上記イの期限後申告に対し、平成22年8月31日付で無申告加算税の賦課決定処分をした。

ハ その後、原処分庁は、本件更正請求につき、平成23年7月8日付で、更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下、本件通知処分という）をした。

ニ 請求人は、本件通知処分を不服として、平成23年9月8日に異議申立てをしたところ、異議審理庁は、同年11月8日付で棄却の異議決定をし、同月14日、異議決定書の謄本を請求人の納税管理人である弁護士に対して送達した。

ホ 請求人は、異議決定を経た後の原処分に不服があるとして、平成23年12月12日に審査請求をした。

(3) 関係法令等の要旨

イ 所得税法第9条第1項は、同項各号に掲げる所得については所得税を課さない旨規定し、その第15号において、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む）を掲げている。

ロ 所得税法第23条《利子所得》第1項は、利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいう旨規定している。

ハ 相続税法（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ）第22条《評価の原則》は、同法第3章《財産の評価》で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時の時価による旨規定している。

ニ 相続税法第24条《定期金に関する権利の評価》第1項第1号は、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時にあって定期金給付事由が発生しているものに関

する権利の価額につき、有期定期金についてはその残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、次の割合を乗じて計算した金額である旨規定している。

- ・ 残存期間が5年以下のもの
100分の70
- ・ 残存期間が5年を超え10年以下のもの
100分の60
- ・ 残存期間が10年を超え15年以下のもの
100分の50
- ・ 残存期間が15年を超え25年以下のもの
100分の40
- ・ 残存期間が25年を超え35年以下のもの
100分の30
- ・ 残存期間が35年を超えるもの
100分の20

ホ 相続税法基本通達24-1《「定期金給付契約に関する権利」の意義》は、相続税法第24条に規定する「定期金給付契約に関する権利」とは、契約によりある期間定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする債権をいい、毎期に受ける支分債権ではなく、基本債権をいうのであるから留意する旨定めている。

ヘ 財産評価基本通達（以下、評価通達という）197-4《元利均等償還が行われる公社債の評価》は、元利均等償還が行われる公社債の価額は、相続税法第24条第1項第1号の規定を準用して計算した金額によって評価する旨定めている。

(4) 基礎事実

以下の事実は、請求人と原処分庁との間に争いがなく、審判所の調査の結果によってもその事実が認められる。

イ 請求人の父であるE（以下、父Eという）は、平成13年12月12日付で、F社との間で、父Eを委託者兼受益者、F社を受託者とする

る信託契約を締結し、同契約によってG Trust（以下、本件G信託という）を設定した。その後、本件G信託の受託者は、F社から、H社を経て、平成19年にJ社に変更となった。

- ロ 請求人は、平成19年8月9日付で、同年6月にg諸島h島に設立されたK社との間で、請求人を委託者兼受益者、K社を受託者とする信託契約を締結し、同契約によってL（以下、本件信託という）を設定した。
- ハ 平成20年12月16日、父Eは、J社に対し、本件G信託の信託財産を原資として、M社の発行する平成57年を満期とする2件のEuro Notes（債券）を購入し、請求人及び請求人の子3名にそれぞれ贈与するよう指示をした。

- ニ 平成20年12月23日、M社は、同年7月4日付で同社が作成したEuro Note Programmeに基づき、上記ハの2件のEuro Notes（債券）のうち父Eから請求人に贈与される債券（以下、本件債券という）の条件等の詳細を定めたFinal Terms（以下、本件最終合意書という）を作成した。本件最終合意書による本件債券の条件等は、要旨次のとおりである。

- (イ) 発行者 M社（取扱窓口はi支店）
- (ロ) 通貨単位 日本円
- (ハ) 額面金額 100,000円
- (ニ) 発行債券数 〇〇〇〇枚
- (ホ) 額面金額合計 〇〇〇〇円
- (ヘ) 発行日 平成20年12月23日
- (ト) 満期日 平成57年12月23日
- (チ) 償還日 平成21年6月23日以降、満期日までの毎年6月23日と12月23日
- (リ) 償還額 償還予定表に従い、債券1単位につき、元利合計2,302円が各償還日に支払われる（以下、当該償還予定表を本件償還予定表という）。

- ホ 平成20年12月23日、M社は、本件最終合意書に基づき、額面金額合計〇〇〇〇円分の本件債券を発行し、同月24日、当該債券は、N社に開設された、同年7月にg諸島h島に本件信託の資金により設立されたP社名義の保管口座（以下、P社保管口座という）に預託された。

なお、平成20年12月23日、M社は、請求人と同じく、父Eから請求人の子3名に対して贈与される債券（額面金額合計〇〇〇〇円）を発行し、同月24日、当該債券は、同じくN社に開設された別の保管口座に預託された。

- ヘ 平成20年12月24日、J社は、上記ホの本件債券及び請求人の子3名に贈与される債券の購入代金として、本件G信託の資金から合計〇〇〇〇円をユーロクリアを通じてM社に支払った。

- ト 請求人は、平成21年3月16日、D税務署長に対し、平成20年12月24日に父Eから本件債券の贈与を受けたとして、取得した財産の種類を「Annuity Bonds 年金債権」、細目を「元利均等償還が行われる公社債」、利用区分・銘柄等を「定期金に関する権利」、財産の価額を〇〇〇〇円等と記載した平成20年分の贈与税の申告書を提出した。

なお、請求人は、当該贈与税の申告に際し、上記財産の価額（本件債券の評価額）を評価通達197-4の定めに基づき、相続税法第24条第1項第1号の規定を準用して、本件債券に係る償還予定額の総額〇〇〇〇円（2,302円×〇〇〇〇枚×74回）に100分の20を乗じて計算した。

- チ 平成21年6月24日、本件償還予定表に基づき、M社i支店から、本件債券に係る第1回目の償還額として、元本の償還額とされている金員〇〇〇〇円及び利息とされている金員〇〇〇〇円（以下、当該利息とさ

れている金員を本件金員という）がそれぞれP社保管口座に送金された。

リ 平成21年6月26日、第1回目の償還額〇〇〇〇円（以下、本件償還額という）が、P社保管口座から本件信託の受託者であるK社に送金された。

ヌ その後、請求人は、平成21年8月22日、アメリカ合衆国に出国した。

ル 請求人は、平成22年7月16日、平成21年分の所得税について、本件金員を雑所得の金額として確定申告をしたが、併せて、同日、請求人が確定申告をした本件金員の一部は本件最高裁判決と同様に非課税所得である旨を理由として、本件更正請求をした。

なお、本件最高裁判決の要旨は、別紙のとおりである。

(5) 争点

本件金員のうち請求人が主張する部分は、所得税法第9条第1項第15号に規定する「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当し、非課税所得であるか否か

請求人の主張

申告した本件金員のうち、差額を超える部分の金額は非課税所得に該当する

(1) 本件債券の贈与は、まさしく相続税法第24条により評価される有期定期金債権の贈与に当たり、また、本件最高裁判決に関する「最高裁判決研究会」の平成22年10月22日付報告書において「同判決は、同条によって評価がなされる相続財産を直接の射程としているものと考えられる」と結論付けていることからすれば、本件債券及び本

件債券に係る第1回目の償還金である本件償還額についても、本件最高裁判決の射程が及ぶとするのが相当であり、同判決の場合と同様の課税処理がなされるべきである。

(2) そして、本件償還額のうち本件債券の取得時における現在価値に相当する部分は、本件最高裁判決がいう「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」ということができ、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものというべきである。そこで、請求人が、本件最高裁判決と同様に、本件償還額〇〇〇〇〇〇〇〇円のうち、本件債券の取得時における現在価値に相当する部分を、その取得の日の属する平成20年分における国税庁公表の基準年利率による複利現価率（0.995）を用いて計算すると、〇〇〇〇〇〇円となる。

そうすると、本件償還額との差額の〇〇〇〇〇〇円が、本件最高裁判決にいう第1回目の所得税の課税対象となる「運用益」となるから、請求人が申告した本件金員〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円のうち上記差額〇〇〇〇〇〇円を超える部分の金額〇〇〇〇〇〇円は、非課税所得に該当する。

なお、原処分庁が「運用益」であって非課税所得には該当しないものと主張する本件金員〇〇〇〇〇〇円は、本件債券の元本総額全体に対する運用益であり、本件最高裁判決がいう運用益には該当しない。

原処分庁の主張

本件債券は社債に該当するから、本件債券から生じた本件金員は利子所得

- (1) 本件債券は、所得税法第2条《定義》第1項第9号に規定する社債に該当し、本件償還予定表によれば、1単位当たりの償還額2,302円のうち利息部分が第1回目の1,580.58円から順次通減する一方、元本償還部分が第1回目の721.42円から順次通増するという設計の金融商品であり、本件最高裁判決が「運用益」という概念を用いて相続時に現在価値に相当する部分（元本）とその他の部分（運用益）とに分ける必要があるとした年金払特約付きの生命保険契約とは、その設計が異なるものであるから、本件最高裁判決の射程が及ぶものではない。
- (2) 本件債券は、外国法人であるM社が発行した債務証券であり、本件償還予定表のとおり償還されるものであることから所得税法上社債に該当するところ、本件債券から生じた本件償還額〇〇〇〇円は、当該償還予定表のとおり、元本〇〇〇〇円及び利息である本件金員〇〇〇〇円で構成されているから、本件債券から生じた本件金員は、利子所得に該当する。

そして、本件最高裁判決の判示からすると、「元本」部分は所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならず、「運用益」部分のみが課税対象となるものであるから、当該判決の解釈に照らしても、「運用益」部分に該当する利子部分である本件金員は、その全部が同号に規定する非課税所得には該当しない。

■ 結 論

《 裁 決 》

M社が発行した債券であり所得税法上「社債」に該当するものと認められる

(1) 法令解釈等

イ 相続税法第22条に規定する「財産の価額」の評価方法については、評価通達において、財産評価の一般的基準が定められており、課税実務においては、同通達によって評価することが著しく不相当と認められる場合を除き、これにより定められた画一的な評価方法によって財産の時価を評価するものとしている。そして、公社債の価額の評価については、評価通達197《評価単位》において、①利付公社債、②割引発行の公社債、③元利均等償還が行われる公社債及び④転換社債型新株予約権付社債に区分してそれぞれ評価することとされ、このうち③元利均等償還が行われる公社債については、評価通達197-4において、相続税法第24条第1項第1号（有期定期金の法定評価）の規定を準用して計算した金額によって評価する旨定められている。これは、上記③の元利均等償還が行われる公社債が、債券の満期日前に元本の一部に相当する一定額（元本の償還額）を一定の償還日ごとに順次償還し、各償還日ごとの元本の償還額とその償還前の元本の残額に対応して発生する利息との合計額を均等にして償還する内容のものであるから、いわゆる年金保険契約に係る年金受給権のように、契約により、単に、ある期間定期的に金銭の給付を受けることを目的とする内容の権利たる「定期金給付契約に関する権利」に該当するものではないが、定期金給付契約に関する権利のうち、同号に規定する有期定期金に関する権利と、ある期間定期的に金銭の給付を受けるという形態において類似するため、これと同様の方法で、相続税法第22条に規定する「財産の価額」を評価することを許容したものと解される。

ロ 本件最高裁判決は、相続人が相続人を保険金受取人とする年金払特約付きの生命保険契約に基づく特約年金として、被相続人の死亡の年から10年間にわたり、毎年、死亡日と同じ日に一定の額の金員を受け取る権利（年金受給権）を取得し、死亡日を支給日とする第1回目の特約年金の支払を受けたという内容の事件において、相続税法第24条第1項第1号の規定に基づき計算した金額が年金受給権（定期金給付契約に関する権利）の価額として相続税（又は贈与税）の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権（定期金給付契約に関する権利）の取得の時における時価、すなわち将来にわたって受けるべき年金（各定期金）の金額を当該年金受給権（定期金給付契約に関する権利）の取得の時における現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と残存期間に受けるべき年金（各定期金）の総額との差額は、当該年金（各定期金）の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解されるとし、これらの年金（各定期金）の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税（又は贈与税）の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものというべきである旨判示した。

この本件最高裁判決は、上記年金受給権に基づく各年金は、当該年金受給権の取得の時における現在価値に引き直した金額と当該現在価値を元本とした場合の運用益からなるものと解している。

そして、本件最高裁判決が、所得税の課税対象としているのは、当該運用益に相当する部分であると解される。

(2) 当てはめ

イ 本件債券は、上記《基礎事実》のイないしへのとおり、父Eの信託財産を原資とし、M社が作成した本件最終合意書に基づき、額面金額100,000円、発行債券数〇〇〇〇枚、発行日を平成20年12月23日、平成57年12月23日を満期日とし償還日を発行日の半年後から年2回（延べ74回）、元利均等の方法で償還することなどを内容として、M社が発行した債券であり、所得税法上「社債」に該当するものと認められる。

そして、本件債券は、本件最終合意書及び本件償還予定表においては、第1回目の償還から最終回の償還まで、各償還日に償還される元本の一部と、それに併せて支払われる当該各償還前の元本残高に対応して発生する利息及び元本残高等が、発行時にあらかじめ明確に区分されているものであり、それらの金額は、本件債券が元利均等償還を行うため、債券1単位当たりの償還額2,302円のうち、元本部分の金額が各償還日ごとに順次逦増する一方、利息部分の金額が順次逦減するように組成されている。

ロ ところで、私法上の契約は、私的自治ないし契約自由の原則上、契約の内容等につき、公序良俗に反したり、不当な目的を実現するために濫用されるような特別の事情がある場合を除き、当事者の自由な意思に委ねられているところ、所得金額を算定するに当たっても、原則として、当事者の自由な意思によって成立した契約内容等を前提として、これを行うのが相当であるところ、本件債券及び本件償還額については、前記特別の事情は認められないことから、本件最終合意書及び本件償還予定表を前提に所得金額を計算すべきである。

ハ してみると、本件最高裁判決における年金受給権と本件債券とは、上記(1)のイの

とおり、ある期間定期的に金銭の給付を受けるという形態は類似するものの、①当該年金受給権は「定期金給付契約に関する権利」に該当するものであるのに対し、本件債券は「社債」に該当するものであり「定期金給付契約に関する権利」には該当しないものであること、及び②当該年金受給権は元本部分と運用益部分とが区分されていないものであるのに対し、本件債券の各償還額は元本部分と利息（運用益）部分とが約定において明確に区分されているものであることからすれば、その権利の性質・内容が明らかに異なるものというべきである。

ニ そうすると、本件は、本件最高裁判決と事案を異にするものであり、本件債券及び本件償還額について、本件最高裁判決が示した当該年金受給権の解釈、すなわち、年金受給権に基づく各年金支給額のうち相続税（又は贈与税）の課税対象となる年金受給権の現在価値に相当する部分が所得税の課税対象とならないとした解釈をそのまま当てはめて、本件最高裁判決の示した課税関係と同様の課税処理をするのは相当ではない。

ホ 以上を踏まえ、本件金員の課税関係を検討すると、本件債券は、上記イのとおり、第1回目の償還日から最終回の償還日までの各元本の償還額及び各利息額等が、あらかじめ元利均等償還となるように組成され、発行時に本件償還予定表によってそれらの各金額を明示した金融商品であるから、第1回目の償還額である本件償還額に係る本件金員は、本件債券（元本）に対する利息であり、本件最高裁判決がいう運用益に相当するものであるから、非課税所得に該当しない。

ヘ 請求人は、本件債券及び本件償還額について、本件最高裁判決の射程が及ぶとする

のが相当であり、同最高裁判決の場合と同様の課税処理がなされるべきである旨主張して、本件金員のうち独自に計算した金額を超える部分の金額は、非課税所得に該当する旨主張するが、本件償還額及び本件金員が所得税の課税対象となるか否かについての判断は、上記イないしホで示したとおりであるから請求人の主張には理由がない。

(3) 本件通知処分について

以上のとおり、本件金員について非課税所得となる部分はない。なお、請求人は、本件金員を平成21年分の雑所得の金額として申告しているが、本件金員は、所得税法第23条の規定により利子所得に該当するものである。しかしながら、本件金員の所得区分を是正しても、請求人が申告した平成21年分の総所得金額及び納付すべき税額に変更はない。

したがって、本件更正請求は、国税通則法第23条《更正の請求》第1項第1号に規定する要件を満たさないから、本件更正請求に対して原処分庁が行った本件通知処分は、適法である。

(4) その他

原処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不当とする理由は認められない。

《参照条文等》

所得税法（平成22年法律第6号による改正前のもの）第9条第1項第15号

相続税法（平成22年法律第6号による改正前のもの）第24条

財産評価基本通達197-4

《参考判決・裁決》

最高裁平成22年7月6日第三小法廷判決
(民集64巻5号1277頁)

別紙

本件最高裁判決の要旨

最高裁判所は、平成20年（行ヒ）第16号所得税更正処分取消請求事件に係る平成22年7月6日第三小法廷判決（民集64巻5号1277頁）において、要旨次のとおり判示した。

1. 所得税法第9条《非課税所得》第1項柱書の規定によれば、同項第15号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。
2. 年金払特約付きの生命保険契約に基づき、被相続人の死亡により相続人が年金の方法により支払を受ける場合の保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは、相続税法第24条《定期金に関する権利の評価》第1項所定の定期給付金契約に関する権利に当たるものと解されるから、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項第1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受け

るべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時ににおける時価（同法第22条）、すなわち、将来にわたって受けるべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法第9条第1項第15号の規定により所得税の課税対象とならないものというべきである。

- 3.（訴訟当事者である）相続人は、相続人を保険金受取人とする年金払特約付きの生命保険契約を締結し、保険料を負担していた被相続人の死亡により、当該契約に基づく特約年金として、当該死亡の年から10年間にわたり、毎年、死亡日と同じ日に一定の額の金員を受け取る権利（年金受給権）を取得し、死亡日を支給日とする第1回目の特約年金の支払を受けたところ、当該年金受給権は、年金の方法により支払を受ける保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、当該支払を受けた特約年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、当該年金の額は、全て所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されないものというべきである。

公的資金の返済が課題 SBI新生銀が上場廃止

SBI新生銀行は9月28日、東京証券取引所で上場廃止となった。バブル崩壊で前身の日本長期信用銀行（長銀）が破綻後、新生銀行となり、平成16年に新生銀行として再上場したが、経営は迷走し、約20年で再び姿を消すことになった。上場廃止という奇策で、大手銀行で唯一残る公的資金の返済に道筋を付けられるかどうかが課題になる。

9月27日終値は2,766円だった。上場を維持しながら約3,500億円の公的資金を返済するには7,450円まで高める必要があった。非上場化で株価の制約がなくなり、株主も親会社のSBIホールディングス（HD）と国だけになり、返済の自由度が高まった。ただ、旧村上ファンド系とみられるエスグラントコーポレーションがSBI新生銀株を9.75%保有していることが28日わかり、同社も株主として残る可能性もある。

今後について、東洋大の野崎教授は「公的資金が注入されたあおぞら銀行のように特別配当を支払うことで徐々に返す可能性がある」と指摘する。そのためには着実に利益を上げていく必要がある。SBIHDは「第4のメガバンク構想」を掲げ、SBI新生銀を地方銀行連合の中核に据えている。

SBIHDはさらなる再編を視野に入れている可能性もあり、市場では規模の拡大で、SBI新生銀の収益力を高め、公的資金を返済するとの見方がある。ただ、米利上げなどによる金利上昇で外国債券の運用に苦戦し、業績不振に陥っている地銀も少なくなく、先行きは不透明な状況だ。

臨時国会10月20日召集へ

政府・与党は臨時国会を10月20日に召集する方向で最終調整に入った。岸田首相は物価高に対応するための総合経済対策を10月中に策定すると表明したが、裏付けとなる令和5年度補正予算案の提出時期は明言していない。このため、与野党には首相が臨時国会の会期内に衆院解散・総選挙に踏み切るとの臆測が広がっており、首相の判断が焦点となる。

与党では、首相が20日に衆参両院の本会議で所信表明演説を行い、23日から各党が代表質問に臨む案が出ている。

臨時国会では、首相が補正予算案の提出前に冒頭解散に踏み切るかどうか注目される。政府高官は「基本的には臨時国会に補正予算案を提出する。解散は内閣支持率次第で可能性はあるが、それほど甘くはないだろう」とも語った。